不利益処分の処分基準

処	分	0)	内	容	下水の排除の停止命令等
所	管音	部割	! 係	名	インフラ整備部下水道課排水設備係
根拠	処法	令及	び条	項	下水道法第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水
					を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置している)
					ものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域
					下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の三十 第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十
					二条の二第三項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を
					含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除する
					おそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚し
					水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公
					共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることが できる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の三十第一項
					において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対して
					は、この限りでない。
処	関	係	条	項	
					事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定す
					ることは困難である。
分	基	•	準		
	(=	未 訟	定の	煜	
	()	小収	XE 07	~90	
	合は	はその	の理由	3)	
基					
	参	考	事	項	
準	設力	定等	年月	日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)